

自治体における危機管理は？

『国民保護法』関連の条例を制定

第2回定例会

玉村町議会は6月6、7日に一般質問、14日に議案審議を行い、14議案を原案とおりに可決しました。

また、請願1件を採択、陳情4件のうち2件を採択、2件を趣旨採択とし、BSEに関する議員提案の意見書を可決しました。

玉村町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定

「国民保護法（※）」とよばれる、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体に

おいても法整備が必要となつた。

当該法の規定により、以下5項目の措置を実施するために、玉村町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部を組織するもの。

1. 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置
2. 救援の実施、安否情報収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
3. 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
4. 水の安定的な供給その他国民生活の安定に関する措置

5. 武力攻撃災害の復旧に関する措置

玉村町国民保護協議会条例の制定

本条例は、同じく国民保護法の施行に伴うもので、玉村町の区域に係る国民保護に関する事項を審議し、町長に意見を述べるため、玉村町国民保護協議会を組織するもの。協議会組織の委員の定数や会議の方法・体制などを規定する。

総務常任委員会に付託審議の結果、全員一致で可決。本会議の表決で賛成多数で可決した。

委員会質疑

中里委員 他の都道府県での審議はどうであったか。群馬県ではどのような審議

がなされたか。

生活環境安全課長 群馬県の審議内容は把握していませんが、県内39市町村中、23市町村が本年3月議会において制定済みです。

討論

委員の総意は賛成のため省略。



消防団ポンプ操法伊勢崎佐波大会

玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の制定

本議案は、障害者自立支援法第15条の規定による障害程度区分の審査判定業務及び支給要否決定を行うにあたり、意見を聴くため、設置する委員会の委員の定数を定めるもの。

文教福祉常任委員会に付託審議の結果、全員一致で可決。

本会議の表決で全会一致で可決した。

条例の主旨

条例の概要は、審査会委員の定数を5人以内とし、その構成については、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であつて、中立かつ公正な立場で審査が行える者で、身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。具体的には、医師3人（内科医、整形外科医、精神科医）、作業療法士、

施設の長の5人で、委員の任期は2年。委員の身分は、非常勤特別職となるため、併せて玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する。報酬額は、介護認定審査会委員と同様、月額1万5000円である。

委員会質疑

町田委員 委員定数は、なぜ5人以内なのか。

健康福祉課長 介護保険と違い、人数的に申請する方が少ないということですが、委員の最低人数は、医師・作業療法士・施設の長の3人でよいのですが、都合が悪い場合もあるため5人を任命します。

小林課長補佐 都合が悪い場合とは、例えば精神の案件がない場合、精神科医には出席を求めません。委員数は5人ですが、実際は4人、場合によっては3人で認定審査を行います。

町田委員 報酬額が月額1万5000円となっているが、何か基準があるのか。健康福祉課長 医師の時間的な拘束を加味した中で、

※「国民保護法」とは 武力攻撃などから国民の生命や財産を保護し、国民の生活や経済に与える影響を最小とするため、国・都道府県・市町村などが担うべき役割や具体的な措置について定めた法律です。 正式には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。



障害者福祉作業所

委員の総意は賛成のため省略。

討論

健康福祉課長 障害者福祉施設の長を指しています。

しているのか。

村町ではどこの施設を指しているのか。
宇津木委員 メンバーに施設の長が入っているが、玉

市町村の状況と併せて、検討してほしい。

町田委員 2時間で日額と定めるのはどうか。半日もかからないのに、日額というのは問題ではないか。他

町田委員 2時間で日額と定めるのはどうか。半日もかからないのに、日額というのは問題ではないか。他

市町村の状況と併せて、検討してほしい。
宇津木委員 メンバーに施設の長が入っているが、玉村町ではどこの施設を指しているのか。

補正予算審議

平成18年度一般会計

計と老人保健特別会計の補正予算を、下記のとおり可決しました。



ほかには、こんな議案がありました。

玉村町議会第2回定例会上程議案

議案第42号	玉村町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
議案第43号	玉村町国民保護協議会条例の制定について
議案第44号	玉村町障害程度区分審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
議案第45号	玉村町税条例の一部改正について
議案第46号	玉村町手数料条例の一部改正について
議案第47号	玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
議案第48号	群馬県市町村会館管理組合規約の一部改正について
議案第49号	平成18年度玉村町一般会計補正予算(第1号)について
議案第50号	平成18年度玉村町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
議案第51号	固定資産評価員の選任について

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	85億9,000万円	664万円	85億9,664万円
老人保健特別会計	20億4,678万円	532万円	20億5,210万円

出された
質疑は

質疑

問 徴税費『不動産鑑定料』について。6件公売するた

問 徴税費『不動産鑑定料』について。6件公売するた
め、玉村町では、過去に公売をどのように実施した経緯があるのか。また、不動産鑑定料の対象だが、生活の場であるもの、居住資産も含まれるのか。
答 不動産については、過去に公売の実施はありませんが、今回が初めてです。また、対象資産については、居住用財産も含まれます。問 居住資産も含むものを公売にかけるといことは、住めなくなる可能性があるということだ。滞納者

といえども町民である。滞納を見逃すということではないが、玉村町が過去に実施したことのない施策をとることを深く認識し、ことあたっていただきたい。
答 重要な問題であるといふことは十分認識しています。町民が路頭に迷うような内容は考えていないので、ご理解をお願いします。

すべて原案可決